

| 取組3 1 | 県立学校の施設設備の整備 | | | 所属名 | 管理課 | | |
|----------------------------------|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------------------|
| 達成目標 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| 県立学校の耐震化率(棟数比) 注1 | 83.8% | 85.7% | 88.2% | 89.5% | 91.1% | 93.6% | 95.6% (93%) |
| 県立学校の教育用コンピュータ1 台当たりの児童生徒数 注2 | 4.9人 | 5.3人 | 5.7人 | 6.1人 | 6.4人 | 6.8人 | 8月以降 (H22に3.6人) |
| 県立学校の校務用コンピュータの 整備率 注2 | 91.6% | 96.0% | 111.4% | 111.3% | 109.6% | 117.1% | 8月以降 (H22に100%) |

注1 県立学校の平成25年度の耐震化率(棟数比)は、県立学校耐震改修計画に基づく予定数値
 注2 文部科学省実施の「学校における教育の情報化に関する調査」結果から引用。
 教育用・校務用コンピュータの整備率は、平成22年度が目標年度(教育用3.6人、校務用100%)

【取組結果】

地域防災拠点校耐震化推進
 市町村の避難場所に指定されている県立学校の耐震改修工事を実施した。
 産業教育施設整備
 専門高校等における実験実習に必要な設備等を整備した。
 緊急情報セキュリティ対策
 老朽化により、今後十分なセキュリティ対策が取れなくなるコンピュータの更新を行った。
 特別支援学校未設置地域の藤岡多野地域に、平成26年4月開校に向けみやま養護学校藤岡分校(小・
 中学部)を整備し、未設置地域解消に向けた環境整備が進捗した。

| 結果・成果を示す実績値 | H25 | 実績値の推移(過去3年間) |
|--------------|--------|----------------------------------|
| 耐震改修工事実施校棟数 | 19棟 | H22: 11棟、H23: 10棟 H24: 19棟 |
| 教育用コンピュータ整備数 | 1,270台 | H22: 22台、H23: 1,020台、H24: 1,462台 |
| 校務用コンピュータ整備数 | 489台 | H22: 317台、H23: 461台、H24: 982台 |

【成果】

- ・地域防災拠点校のうち耐震性の低い施設については、耐震改修工事が順調に進んでいる。
- ・産業教育設備の整備により、社会の変化に対応した教育展開を可能とする環境づくりが進んだ。
- ・老朽化したコンピュータの更新により、情報セキュリティ対策に対応可能な割合が増加した。

【課題・対応】

- ・県立学校の耐震化率は平成26年4月1日現在95.6%であり、平成27年度末の耐震化率100%を目指し推進する。
- ・コンピュータの基本ソフト(例:Windows XP)について、マイクロソフト社のサポートが終了するとセキュリティ対策がとれなくなる。情報漏洩等の危険性を回避するため計画的なコンピュータの整備が必要である。
- ・平成23年度時点で産業教育設備のうち33%が導入後20年を経過している。老朽化等の理由により、実習ができない設備を計画的に更新していく必要がある。
- ・学校施設全体の長寿命化を図るため、長寿命化改修工事を計画的に進めていく必要がある。
- ・未設置地域の解消に向け、吾妻地域への特別支援学校の整備を計画的に進めていくことが必要である。

【5年間の総括】

- ・県立学校の耐震化は順調に進捗した。
- ・県立学校の教育用・校務用コンピュータについては、平成23年度から計画的な更新(リース化)により情報セキュリティ対策の推進を図った。

| | | | |
|------|-------|-----|-----|
| 取組32 | 修学の支援 | 所属名 | 管理課 |
|------|-------|-----|-----|

達成目標

勉学の意欲のある者が、経済的理由で修学が困難とならないよう支援を継続

【取組結果】

幼児・児童・生徒・学生の修学を支援するため、幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校・大学等の各段階で各種施策を実施している。

| 基本計画の記載事業の名称 | 概要 | 平成25年度実績 | |
|------------------------------------|---|----------|---------|
| | | 対象(人) | 金額(千円) |
| 幼稚園 幼稚園就園奨励費補助(国庫補助事業) | 幼稚園教育の振興と保護者の経済的負担を軽減するため、その家庭の所得状況に応じて保育料等の一部を補助する。 | 13,238 | 335,630 |
| 小中学校 要保護・準要保護児童生徒就学援助(国庫補助事業ほか) | 義務教育の円滑な実施に資するため、経済的理由により修学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等、学校給食費及び医療費などの援助を行う。 | 学用品費等 | |
| | | 学校給食費 | |
| | | 医療費 | |
| へき地児童生徒援助費等補助(国庫補助事業) | へき地等における義務教育の円滑な実施に資するため、児童生徒の通学条件の緩和のためのスクールバス購入、遠距離通学費及び保健管理費(健康診断)等の援助を行う。 | 1市3町村 | 16,859 |
| 高等学校 群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金貸与 | 学力等に優れた生徒で経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に奨学金を貸与する。 | 206 | 58,444 |
| 定時制通信制高等学校教科書学習書給与費補助 | 定時制・通信制高校の生徒で、授業料減免に該当する有職者に対して、教科書等購入に要する経費を補助する。 | 108 | 812 |

要保護、準要保護事業については、文部科学省が調査を実施し9月以降公表予定

| 結果・成果を示す実績値(対象人員) | H25 | 実績値の推移(過去3年間) |
|-----------------------------|---------|-------------------------------------|
| 幼稚園就園奨励費補助 | 13,238人 | H22:12,816人、H23:13,585人、H24:13,344人 |
| 要保護・準要保護児童生徒就学援助(期別別) | 調査中 | H22:11,055人、H23:10,984人、H24:10,546人 |
| 群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金貸与 | 206人 | H22:298人、H23:276人、H24:243人 |
| (高校教育課) 高等学校定時制課程修学奨励金貸与 | 15人 | H22:8人、H23:11人、H24:13人 |

【成果】

・経済・雇用情勢の変化等に応じ、適宜適切に制度の見直しを図りつつ、周知による制度利用の促進を図り、就学(園)の機会の確保に努めた。

【課題・対応】

・経済的に就学(園)が困難な学齢児童生徒・幼児に対して適切な就学(園)援助が実施されるよう、引き続き保護者に対してできるだけ多くの広報手段等を通じ、就学援助の趣旨及び申請手続について周知徹底を図る。

【5年間の総括】

・現在の社会、経済状況を鑑みると、経済的に就学(園)が困難な児童等に対する就学の支援は、今後も必要である。現在の修学支援制度をより有効なものとするため、引き続き経済・雇用状況等に応じた制度の見直し及び周知による制度利用の促進を図っていく。

施策5 安全で充実した学習環境を整備する。
 - 児童生徒の安全と安心を確保する -

| | |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組33 | 学校の安全確保と安全教育 | | | 所属名 | | 健康体育課 | | |
|-----------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|--|
| 達成目標 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) | |
| 学校安全計画策定率 | 86.9% | 92.8% | 98.4% | 99.1% | 100% | 100% | (100%) | |
| 学校独自の危機管理マニュアル作成率 | 94.2% | 94.0% | 93.9% | 94.9% | 100% | 100% | (100%) | |
| 教職員を対象とした研修・防犯教室などの実施率 | 84.6% | 83.6% | 81.4% | 83.7% | - | 78.2% | (90%) | |
| 児童生徒を対象とした研修・防犯教室などの実施率 | 84.4% | 82.9% | 84.3% | 86.9% | - | 79.4% | (90%) | |
| 学校、家庭や地域関係機関等との情報交換や協力要請のための会議の開催 | 81.5% | 80.1% | 82.3% | 82.1% | 78.7% | 82.1% | (90%) | |

【取組結果】

10月以降公表予定

県立学校に対し、学校安全巡回点検を実施し、危機管理マニュアルの作成と定期的な見直しを図るよう指導した。
 学校の安全管理の取組状況調査を実施し、各学校における安全管理の実態把握に努めた。
 学校安全研究協議会において、学校安全計画作成の際の留意点について指導した。
 各教育事務所ごとにスクールセイフティー推進事業を実施し、学校、家庭、警察、地域等との連携・協力の必要性について周知した。
 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業において、スクールガードリーダーを県内の小学校に配置し、地域のボランティアを活用した防犯体制の整備に努めた。
 教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上等や、防災に関する指導方法等の開発・普及等のための実践的防災教育総合支援事業を、榛東村をモデル地域として実施した。

| 結果・成果を示す実績値 | H25 | 実績値の推移(過去3年間) | |
|--------------|-----|---------------|----------------|
| スクールガードリーダー数 | 7人 | H22:6人、 | H23:6人、 H24:7人 |

【成果】

- ・学校安全計画については、ただ作成を求めるだけでなく、小中高それぞれの学校安全担当者を対象とした学校安全研究協議会や、県立学校への学校安全巡回点検において、内容や活用等について指導を行ったため、各学校の実態に応じた適切な学校安全計画の作成が行われつつある。
- ・平成25年度で9年目を迎えたスクールガードリーダーの配置については、希望する県内4市町村において、計画的な巡回指導が行われており、学校の安全確保に成果をあげている。

【課題・対応】

- ・東日本大震災の課題等を踏まえ、群馬県で作成した学校災害対応マニュアルを活用し、各学校のマニュアルの内容の充実についても指導していく。
- ・学校災害対応マニュアルの充実を図るため、平成25年度には、地震以外の自然災害を想定した同マニュアルの「落雷・竜巻等突風編」の策定に着手した。

【5年間の総括】

- ・学校安全計画策定率及び学校独自の危機管理マニュアル作成率については、目標を達成することができたが、教職員又は児童生徒を対象とした防犯教室、学校、家庭や地域関係機関等との情報交換や協力要請のための会議については、特に高等学校における実施率が低いため、引き続き、学校安全研究協議会等の機会に、その必要性について周知し実施の推進を図っていく必要がある。
- ・児童生徒が自らの判断で災害から身を守ることができる力を育むための防災教育を進めていくことが必要である。

施策5 安全で充実した学習環境を整備する
 - 児童生徒の安全と安心を確保する -

| | |
|----|---|
| 評価 | A |
|----|---|

| 取組34 | いじめ・不登校対策の推進 | 所属名 | | | 義務教育課 高校教育課 | | |
|---|--------------|------|------|------|-------------|------|--------------------------------|
| | | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| 達成目標 | | | | | | | |
| 認知したいじめのうち、指導の結果 解消した件数の割合 | (小中) | 84% | 82% | 94% | 97% | 97% | 9月以降公表予定 (100%) |
| | (高校) | 85% | 81% | 84% | 78% | 85% | |
| 小中学校における不登校の改善率 (継続的に登校できるようになった児童生徒の割合) | | 34% | 29% | 28% | 29% | 27% | 9月以降公表予定 (登校ができるようになる割合を向上) |
| 県立高校における不登校出現率 (在籍者に占める不登校生徒の割合) | | 1.7% | 1.7% | 2.0% | 1.9% | 1.7% | 9月以降公表予定 (1.0%) |

【取組結果】

(義務教育課)

- ・スクールカウンセラー配置事業拡充
 中学校全校配置(168校)は平成19年度から全校配置し、小学校は平成25年度から全校(322校)配置に拡充した。また、5教育事務所にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置した。
- ・生徒指導・進路指導総合推進事業
 総合教育センターに自立支援アドバイザーを配置し、適応指導教室における指導体制・方法の充実、指導者講習会を実施した。
- ・いじめ問題対策推進事業(児童生徒によるいじめ防止活動)の中で、県内全ての学校における児童生徒による自主的ないじめ防止活動を支援した主な取組
 各学校や地域で日常的に推進した「いじめ防止強化月間」を5月と12月に実施した。
 県内12地区で各校代表の中学生及び中学校区代表小学校の児童がいじめ防止活動について実践発表や情報交換を行った「いじめ防止フォーラム」を開催した。
 県内12地区代表児童生徒が「いじめをなくすために今、私たちができることを」について協議し、ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を策定した「いじめ防止サミット」を8月18日開催した。
 県内12地区において、いじめ防止サミットの内容等、いじめ防止に関する啓発資料を地区内全ての学校に配布し活用した。

(高校教育課)

- ・平成25年度「児童生徒の心のケアシステム推進」
 県立高校等全校にスクールカウンセラーを配置し、生徒、保護者へのカウンセリング及び教職員への助言・援助を行う。
 県立高校等配置校：20校(H22)、27校(H23)、64校(H24)
 H24年度より県立高校等全校に配置

| 結果・成果を示す実績値 | H25 | 実績値の推移(過去3年間) |
|-----------------------------|----------|---|
| 長期欠席者の中における 「不登校」の割合 | (小学校) | 9月以降公表予定 H22: 46.3%、H23: 43.5%、H24: 43.5% |
| | (中学校) | 9月以降公表予定 H22: 87.3%、H23: 88.3%、H24: 87.8% |
| (総合教育センター) いじめ対策室相談件数の推移 | 191件 | H22: 239件、H23: 363件、H24: 422件 |
| 不登校生徒数(公立高校) | 9月以降公表予定 | H22: 845人、H23: 798人、H24: 729人 |

【成果】

(義務教育課)

- ・公立小中学校全校にスクールカウンセラーを配置することで、教育相談体制・カウンセリング機能が充実してきた。その結果、不登校の未然防止、早期対応の充実が図られ、小・中学校における不登校児童が減少した。
- ・5教育事務所にスーパーバイザーを配置したことで、深刻な事例や緊急を要する事例に対応する等、ニーズに応じた支援の充実が図られた。
- ・いじめ防止活動では、児童生徒が自分たちの力で学校のいじめをなくそうとする意識が高まった。
- ・いじめ防止サミットで、ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」策定したことで、県の目指す方向性が明確になった。

(高校教育課)

- ・スクールカウンセラーと関係教職員との連携により早期に問題に介入し、対処することが可能になるなど、組織的な教育相談体制の整備を推進することができた。また、教職員への助言や本人・保護者へのカウンセリングにより、不登校等の問題に取り組んでいる。

【課題・対応】

(義務教育課)

- ・直接的なカウンセリングのほか、校内研修等における教職員への助言による、教職員の相談技能向上につながるようなスクールカウンセラーの活用を重視していく。
- ・全校配置に伴い、専門性の高いスクールカウンセラーの確保が難しくなっているため、各教育事務所に配置されたスーパーバイザーが新任のスクールカウンセラー等を支援していく。
- ・いじめ防止活動では、児童生徒の活動を支える保護者や地域の取組を充実していく。

(高校教育課)

- ・各校の実情を踏まえた柔軟な配置により、より効果的な配置の工夫を行う。
- ・スクールカウンセラーの有効活用について、学校を適切に支援する。

【5年間の総括】

(義務教育課)

- ・スクールカウンセラーの公立学校全校配置により、外部専門性を活かした校内の教育相談体制を構築することができた。その結果として、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期対応等への取組が充実した。
- ・県内全ての学校で取り組んだ「児童生徒によるいじめ防止活動」を通して、多くの児童生徒が「いじめ防止宣言(勇気・思いやり・協力)」を意識して生活するようになってきた。

(高校教育課)

- ・スクールカウンセラーとの連携により組織的な教育相談体制の整備を推進することができ、本人、保護者へのカウンセリングにより、不登校等の問題に取り組んでいる。

施策5 安全で充実した学習環境を整備する
 - 児童生徒の安全と安心を確保する -

| | |
|----|---|
| 評価 | B |
|----|---|

| 取組35 | 問題行動への対応と中途退学の防止 | 所属名 | | | | 義務教育課 | 高校教育課 | |
|------------------------------------|------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------------|
| 達成目標 | | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 (目標値) |
| スクールカウンセラーの配置 | (小) | 0校 | 4校 | 21校 | 60校 | 111校 | 178校 | 322校 全校 |
| | (中) | 174校 全校 | 172校 全校 | 172校 全校 | 170校 全校 | 168校 全校 | 167校 全校 | 168校 全校 |
| 学級活動等で問題行動の未然防止に関する指導を実施している中学校の割合 | | 51% | 54% | 55% | 55% | 57% | 58% | 67% (100%) |
| 県立高校の学校説明会、体験入学の実施率 | | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% (きめ細かに実施) |

【取組結果】

(義務教育課)

- ・問題や悩みを抱える児童生徒に対しては、スクールカウンセラーや生徒指導担当嘱託員(中学校25校に配置)が教職員と連携して、生徒指導体制を強化し、組織的な対応をしている。
- ・スクールカウンセラーは、平成19年度から中学校、平成25年度から小学校への全校配置を行い、小学校段階での早期の課題解決に努めるとともに、小中連携体制の強化を図っている。
- ・「群馬県非行防止プログラム」の活用を、機会あるごとに推進するとともに、問題行動発生時は、事案によって警察と連携し、問題行動の早期対応・早期解決を図っている。

(高校教育課)

- ・生徒指導担当嘱託員の配置：生徒指導上の課題を有する県立高校4校に配置した。
- ・スクールカウンセラーの配置：平成24年度から県立高校・中等教育学校全校に配置した。

| 結果・成果を示す実績値 | H25 | 実績値の推移(過去3年間) |
|--------------------|--------|-------------------------------------|
| 1千人当たりの暴力発生件数(中学校) | 2.25件 | H22: 2.27件、H23: 2.80件、H24: 2.77件 |
| 問題行動発生件数(公立小学校) | 200件 | H22: 262件、H23: 255件、H24: 310件 |
| 問題行動発生件数(公立中学校) | 567件 | H22: 907件、H23: 840件、H24: 799件 |
| 生徒指導担当嘱託員配置校(中学校) | 25校 | H22: 25校、H23: 25校、H24: 25校 |
| 問題行動件数(公立高校:全日) | 1,061件 | H22: 1,272件、H23: 1,387件、H24: 1,291件 |
| 中途退学者数(公立高校:全日) | 359人 | H22: 433人、H23: 425人、H24: 387人 |

【成果】

(義務教育課)

- ・スクールカウンセラーの全校配置や生徒指導担当嘱託員の配置に伴い、問題や悩みを抱える児童生徒への支援の充実が図られ、小・中学校全体で問題行動が大きく減少した。特に、中学校では、問題行動発生件数が平成24年度と比べ約3割減少しており、未然防止の効果が現れている。また、逮捕件数・人数も減少傾向である。
- ・スクールカウンセラー等の専門性を生かし、問題を抱える児童生徒に対する理解が深まり、更に、教職員、保護者、関係機関等と連携した組織的な支援が図られるようになった。
- ・平成25年度「暴力行為」「いじめ」「不登校」等の問題行動について、生徒指導担当嘱託員から指導・支援を受けた生徒(611名)のうち、71.2%(435名)に改善が見られた。

(高校教育課)

- ・生徒指導担当嘱託員の配置により、問題の未然防止及び早期対応に向けた生徒指導体制の充実が図られた。
- ・スクールカウンセラーと教職員との協働が定着し、問題の早期発見と適切な対応に向けて、生徒指導・教育相談体制が整備された。
- ・校内研修会や保護者対象の講演会等において、スクールカウンセラーが専門的な立場からの助言を行い成果を上げた。

【課題・対応】

(義務教育課)

- ・「非行の入口」と言われる初期型非行の「万引」「金品の盗み」「喫煙」等について、未然防止、早期対応の徹底が必要である。小学校向けの万引防止教室や中学生向けの非行防止プログラム等を活用して規範意識の向上を図り、問題行動の予防に努めていく。
- ・問題行動等の背景には、発達障害や家庭内での虐待(ネグレクト等)が疑われるケースがあり、個々の児童生徒に対する正しい理解の上で対応を考えていく必要がある。
- ・児童生徒が置かれた環境に働き掛けることにより問題解決を図る役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置拡充を検討する。

(高校教育課)

- ・「学校生活・学業不適応」未然防止対策として、1年生を中心とした適応指導を一層充実させる。
- ・中途退学者のうち不登校であった者の割合が高いことを踏まえ、不登校防止対策を一層充実させる。
- ・不断に授業改善を図り、わかる授業、生徒が学ぶ意義を感じることができる授業の実践に努め、授業における教師と生徒のコミュニケーションの活性化を図ることができるよう、各校を指導する。

【5年間の総括】

(義務教育課)

- ・スクールカウンセラーを公立学校全校に配置したことで、12年間を通じた相談体制が整った。

(高校教育課)

- ・生徒指導担当嘱託員・スクールカウンセラーと教職員との協働が定着し、問題の未然防止及び早期対応に向けた生徒指導体制を充実させられたことで、問題行動件数、中途退学者数とも減少させることができた。